

出張時における有料道路及び有料駐車場の公費負担の取扱について

1 目的

嶺北中学校に配当された旅費を教育活動向上のため、効果的に執行することを目的とする。

2 対象となる旅費

学校配当旅費（目：小中学校費 事業：中学校教職員旅費）

3 有料道路

公用車または、公務使用時の自家用車による利用で、相当程度の時間短縮が見込まれるなどその利用が公務運営上必要であると認めるときにその利用を承認する。

- (1) 学校における用務の終了後に出張する場合で、有料道路を利用しなければ間に合わない場合
- (2) 用務終了後、学校で用務があり帰着する場合で、有料道路を利用しなければ間に合わない場合
- (3) 学校を出発地とし、用務地等が遠方であり相当程度の時間短縮が見込まれ、職員の疲労軽減につながると認められる場合（土佐市以遠）
- (4) その他所属長が必要と認める場合

4 有料駐車場

平成 18 年 3 月 29 日付け高知県教育長通知「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の旅行に伴う旅費の取扱いについて」の規定を満たすときその利用を承認する。

- (1) 公的機関が主催する会議等（後援は不可とする。）
- (2) 生徒の引率用務
- (3) その他所属長が必要と認める場合

H18.3.29_17高教職第1370号_職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて（通知）

(3) 公用車（借上車を含む。）又は自家用車使用の出張時に利用した有料駐車場に係る駐車料金は次の要件をすべて満たしている場合に支給する。

ただし、全ての経費が税金で賄われていることから、その支出が県民の理解が得られるものであるかどうかも考慮すること。

例えば、空港駐車場を利用する際には、旅行期間が1週間を超える旅行について、駐車料金を支給することは通常適切とは認められないものであること。

ア 用務先又は空港等乗換地で無料の駐車場が利用できない場合であること。

イ 合理的な経路における利用であること。

ウ 領収書が発行される駐車場であること。

エ 領収書に利用日時が記載されていること。

オ 領収書に記載された利用日時が用務時間の前後1時間以内であること。空港の駐車場等日単位の駐車場の場合は、領収書の利用日が命令された旅行日程と同一であること。